

審 査 基 準

基準の名称		
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
港湾法	第 3 7 条 第 1 項	工事等の許可
基 準 の 内 容		
<p>港湾区域及び港湾隣接地域内の工事等の許可審査基準</p> <p>港湾法（昭和 2 5 年法律第 2 1 8 号、以下「法」という。）第 3 7 条第 1 項に規定する工事等の許可については、法、港湾法施行令（昭和 2 6 年政令第四号）、港湾法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 9 8 号）、港湾法施行条例（平成 1 2 年徳島県条例第 5 8 号）及び港湾法施行細則（昭和 3 1 年徳島県規則第 7 8 号）に定めがあるもののほか、次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならない。</p> <p>（ 1 ）港湾区域及び港湾隣接区域内の工事等の許可を受けようとする者は、港湾法施行細則で定める申請書を用い、所定の事項を漏れなく記入していること。</p> <p>（ 2 ）申請書に添付する書類及び図面は規則で定めるもののほか、利害関係人が存在する場合はその同意書を添付していること</p> <p>（ 3 ）港湾区域及び港湾隣接区域内の工事の許可を受けようとする者の行為が以下の条件を満たしていること</p> <p style="padding-left: 20px;">港湾施設の建設を行う場合は、当該港湾施設が暫定的なものである場合を除き港湾計画等により位置づけられていること</p> <p style="padding-left: 20px;">他の港湾施設の維持及び管理に支障を与えないこと</p> <p style="padding-left: 20px;">工作物等を設置する場合、安全な構造であること</p> <p style="padding-left: 20px;">土砂採取、危険物の設置等、他の法令により規制を受ける行為をする場合は当該規則に従うこと</p> <p style="padding-left: 20px;">付近の航行等に対する支障がないこと（支障がある場合は港長の許可をもって足る）</p> <p style="padding-left: 20px;">近隣事業者の事業活動に支障を与えない（与える場合は同意書をもって足る）</p> <p style="padding-left: 20px;">水質汚濁等、環境を悪化させる恐れがないこと</p> <p style="padding-left: 20px;">水域及び公共空地の占用については、原則として公共性が確保できていること</p> <p>標準処理期間 2 0 日（面積が 2 , 0 0 0 m²以上のものについては 3 0 日）</p>		